

各位

株式会社大和証券グループ本社

アジア開発銀行が発行する ウォーター・ボンド引き受けのお知らせ

このたび、株式会社大和証券グループ本社傘下の大和証券キャピタル・マーケッツシンガポールリミテッドは、アジア開発銀行（格付 Moody's: Aaa※ / S&P: AAA※ / Fitch: AAA※）（英語名称: Asian Development Bank、以下「ADB」）のウォーター・ボンド（以下「当債券」）の引き受け主幹事を務めましたので、その概要についてお知らせいたします。当債券は、MS & AD インシュアランス グループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社にその全額をご購入頂きました。

ADB は 1966 年に設立された国際機関であり、加盟国の発展に寄与して今年で 55 年になります。設立当初は 31 の加盟国でしたが、現在は 68 の加盟国（うち 49 ヶ国はアジア・太平洋地域、19 ヶ国は域外）によって構成されています。ADB は、極度の貧困の撲滅に向けた努力を続けるとともに、豊かでインクルーシブ、強靱で持続可能なアジア・太平洋地域を実現することを目指しています。社会経済の発展のため、加盟国およびパートナーに対して融資、技術協力、無償援助および出資による援助を行っています。ADB のウォーター・ボンドは、水関連融資プログラムに基づくプロジェクトを支援し、給水、衛生、水資源管理、水関連の災害など、アジア太平洋地域における水安全保障ニーズに対応する取組みに重点を置いています。

大和証券グループは、2018 年に SDGs 推進委員会を設置し、経営戦略の根底に SDGs の観点を取り入れると共に、持続可能な社会の実現に資する商品・サービスの提供に努めてまいりました。本年 5 月には、経営ビジョン“2030Vision”を策定・公表し、「貯蓄から SDGs へ」をコアコンセプトに、資金循環の仕組みづくりを通じた SDGs の実現を目指しています。

当債券の引き受けはそうした取組みの一環であり、今後も当社グループは、サステナブルで豊かな社会の創造に向けて貢献してまいります。

当債券の概要

発行体	アジア開発銀行
発行額	30 百万オーストラリア・ドル
期間	10 年（2031 年 10 月 21 日償還）
表面利率	1.80%
主幹事	大和証券キャピタル・マーケッツシンガポールリミテッド

※金融商品取引法第 66 条の 27 の登録を受けていない者が付与した格付（無登録格付）です。

無登録格付につきましては、「無登録格付に関する説明書」の内容をご確認ください。

以上

（ご参考）大和証券グループの SDGs に関する取組み：

https://www.daiwa-grp.jp/sdgs/?cid=ad_eir_sdgspress

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.26500%（但し、最低2,750円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大0.99000%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元金金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会